

令和7年4月から

ご利用者の介護度			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5					
・ サービス利用料金 (日/単位)			670	740	815	886	955					
・ サービス提供体制強化加算Ⅰ (日/単位) 注 1					22							
・ 看護体制加算Ⅰ (日/単位)					4							
・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)					18							
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注 2			100	110	120	130	140					
合 計 単 位			814	894	979	1060	1139					
・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)					50							
・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (月/単位)					10							
合 計 単 位					60							
上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）			1割負担額	828	1割負担額	909	1割負担額	995	1割負担額	1,077	1割負担額	1,157
			2割負担額	1,655	2割負担額	1,817	2割負担額	1,991	2割負担額	2,155	2割負担額	2,314
			3割負担額	2,483	3割負担額	2,726	3割負担額	2,986	3割負担額	3,232	3割負担額	3,471
・ 居室に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）		個 室 2,462									
	・ 第3段階		個 室 1,370									
	・ 第2段階		個 室 880									
	・ 第1段階		個 室 880									
・ 食費に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）		1,500									
	・ 第3段階②		1,360									
	・ 第3段階①		650									
	・ 第2段階		390									
	・ 第1段階		300									
・ 1日あたりに係る費用（円）	居室の形態		個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室		
	・ 第4段階（標準）		4,790	4,871	4,957	5,039	5,119	5,200	5,281	5,362		
	・ 第4段階（2割負担）		5,617	5,779	5,953	6,117	6,276	6,435	6,594	6,753		
	・ 第4段階（3割負担）		6,445	6,688	6,948	7,194	7,433	7,672	7,912	8,151		
	・ 第3段階② 注 3		3,558	3,639	3,725	3,807	3,887	3,968	4,048	4,128		
	・ 第3段階① 注 4		2,848	2,929	3,015	3,097	3,177	3,257	3,337	3,417		
	・ 第2段階		2,098	2,179	2,265	2,347	2,427	2,507	2,587	2,667		
	・ 第1段階		2,008	2,089	2,175	2,257	2,337	2,417	2,497	2,577		
該当する場合に係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。	20									
	・ 初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。	30									
	・ 入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。	246									
	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。	6									
	・ 特別通院送迎加算 (月/単位)	透析を要する入所者であって月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。	594									
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)	退所後の医療機関に対し栄養管理の情報を提供した場合。特別食又は低栄養の入所者。	70									
	・ 退所時情報提供加算 (単位)	医療機関へ退所する際に同意を得て心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合。1回に限る。	250									
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)	新興感染症中発生時、医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。月に1回連続5回迄。	240									
	・ 看取り介護加算 1 (単位)	死亡日以前31日以上45日以下。	72									
	・ 看取り介護加算 2 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。	144									
・ 看取り介護加算 3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。	680										
・ 看取り介護加算 4 (単位)	死亡日。	1,280										
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。										
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5					
			個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室				
			・ 第4段階（標準）	143,689	146,117	148,718	151,180	153,573				
			・ 第4段階（2割負担）	168,519	173,374	178,576	183,500	188,286				
			・ 第4段階（3割負担）	193,349	200,632	208,434	215,820	222,999				
			・ 第3段階②	106,729	109,157	111,758	114,220	116,613				
			・ 第3段階①	85,429	87,857	90,458	92,920	95,313				
			・ 第2段階	62,929	65,357	67,958	70,420	72,813				
自己負担額（円）	・ 第1段階	60,229	62,657	65,258	67,720	70,113						
その他入居中に係る費用について（介護保険の給付の対象外）			居室電気料・出張理美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用（衣類や口腔ケア用品、嗜好品など）									

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）
注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に14/100を乗じます。
注3 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下
注4 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。